

## 契 約 書 (案)

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 件 名   | 消耗品一括購入契約（単価契約）（四国運輸局本局等）               |
| 2 | 納入品目  | 別紙1のとおり                                 |
| 3 | 契約単価  | 別紙1のとおり<br>（契約単価に消費税及び地方消費税は含まないものとする。） |
| 4 | 仕 様   | 仕様書のとおり                                 |
| 5 | 納入場所  | 別紙2のとおり                                 |
| 6 | 契約保証金 | 免除                                      |

上記について、支出負担行為担当官 四国運輸局長 田村 顕洋（以下「発注者」という。）と、【契約者】（以下「受注者」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 受注者は、この契約に定める条件に従い標記の物品を供給し、発注者は、その代価として代金を支払う。

### （権利義務の譲渡）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡、継承、又は担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### （契約の条件）

第3条 契約物品は本契約期間中、規格、単位、および価格の改定をすることができない。ただし、経済情勢により市場価格に変動がある場合は、発注者および受注者が協議して随時価格の改定を行うことができる。

### （納入及び検査）

第4条 受注者は、上記物品を納入しようとするときは、納品書をもってその旨を発注者に届け出るものとし、発注者は当該納品書を受理した日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 契約物品の引渡しは、発注者が検査を終了したときに終わるものとする。
- 3 納入に要する経費等及び検査のための変質、変形、消耗、破損等の損失は、すべて受注者の負担とする。
- 4 受注者は、第1項の検査の終了後、発注者へ代金を請求するものとする。

(不合格品取引)

第5条 納入物品の検査の結果、合格しないものがあるときは、受注者は直ちに当該物品を引き取り、その代替品を発注者の指定した日時までに納入するものとする。

2 前項の代替品を納入する場合においては、契約の諸条項を遵守するものとする。

(契約金額の支払いと支払遅延利息)

第6条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 発注者の責に帰すべき事由により、前項の支払が遅延した場合には、発注者は受注者に対し、当該未支払金額について、支払期限の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、第2項及び第3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入の遅延による違約金)

第7条 受注者の責に帰すべき理由により、所定の期日までに物品を納入しないときは、発注者は当該期限の翌日から起算して納入当日までの日数に応じて、延滞相当部分の金額に対し、年3.0%の割合をもって違約金を徴収する。

2 天災地変その他受注者の責に帰さない事由により、所定の期限内に納入できないときは、発注者にその事由を明らかにして履行期限の延期を求めることができる。

3 前項の求めがあるときは、発注者は内容審査のうえ、その延期を承認することができる。

(相殺等)

第8条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

- 2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

#### (契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の補正又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項の規定により請求する場合においては、民法第166条第1項及び第566条を適用するものとする。

#### (危険負担)

第10条 契約物品の納入前に、発注者の責に帰することのできない事由により契約物品に生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

- 2 天災地変その他の不可抗力により契約物品に損害が生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のために必要な臨機の措置を取る等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとし、火災保険等、その損害を補填する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

(発注者の催告による解除権)

第 11 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、納入期限内に物品を納入できないとき。
- 二 正当な理由なく、第 9 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 2 条の規定に違反して購入代金債権を譲渡、継承、又は担保の目的に供したとき。
- 二 契約物品の納入ができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 契約物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が納入をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその契約物品の納入をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる納入がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に購入代金債権を譲渡したとき。
- 七 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有し

ていると認められるとき。

2 受注者は前項の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額（以下「契約金額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

ただし、前項第二号の場合において、受注者の責に帰さない事由によるときは、この限りでない。

（受注者の催告による解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額（この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び

当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。なお違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者が支払うべき金額からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに追徴するものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第11条又は第12条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第11条又は第12条の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 納入の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(機密の保持)

第16条 受注者は、この契約に基づく調査の内容及びこの契約の遂行上知り得た発注者の機密事項を発注者の承認を得ないで他に洩らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約外の事項)

第17条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者及び受注者は協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者

香川県高松市サンポート3番33号

支出負担行為担当官

四国運輸局長 田村 顕洋

受注者

【契約者名、住所、代表者名】

番号	品目	品番	メーカー	税抜単価
1	ハサミ<テピタ>左右対称タイプ 黒	ハサ-152D	コクヨ	
2	カッターナイフ(標準型)	HA-7NB	コクヨ	
3	テープのり(本体)	タ-DM400-08N	コクヨ	
4	テープのり(詰め替え用テープ)	タ-D400-08N	コクヨ	
5	プリットスティックのり(本体)	NS-742	プラス	
6	プリットスティックのり(詰め替え用)	NS-742R	プラス	
7	透明テープ(18mm/10巻)	600-3-1835-10P	スリーエムジャパン	
8	透明テープ(24mm/5巻)	600-3-2435-5P	スリーエムジャパン	
9	ボンド アロンアルファEXTRA <ミニ×4>	#04611	コニシ	
10	ホッチキス<フラットかるひつと>ネイビー	ST-010VN	プラス	
11	ホッチキス針<10号>	SL-10N	コクヨ	
12	ホッチキス<Vaimo11 Flarme>11号	HD-11FNL/K	マックス	
13	ホッチキス針<11号>	No.11-1M	マックス	
14	事務用スポンジ(ケース+スポンジ)	メク-30	コクヨ	
15	スポンジ詰め替え	メク-35	コクヨ	
16	ゼムクリップ 小(100個入り)	B299J-S100	スマートバリュー	
17	ゼムクリップ 大(100個入り)	B298J-L100	スマートバリュー	
18	ゼムクリップ 特大(100個入り)	B297J-LL100	スマートバリュー	
19	ゼムクリップ 超特大(100個入り)	B296J-3L100	スマートバリュー	
20	ダブルクリップ 豆(200個入り)	B753J-SS200	スマートバリュー	
21	ダブルクリップ 小(200個入り)	B752J-S200	スマートバリュー	
22	マグネットバー	マク-202NW	コクヨ	
23	超強力カラーマグネット<ネオマグ>	マク-1025NT	コクヨ	
24	マグネットクリップ ホールド L(シルバー)	CP-047MCR	プラス	
25	ペーパーパンチ	PN-G25B	コクヨ	
26	パッチホルダー<ワンパッチスタンプ>本体	タ-PSM10NB	コクヨ	
27	パッチホルダー<詰め替えシール>	タ-PS3N	コクヨ	
28	インデックスラベル 小 青	B055J-SB	ジョインテックス	
29	インデックスラベル 中 青	B056J-MB	ジョインテックス	
30	インデックスラベル 大 青	B057J-LB	ジョインテックス	
31	インデックスラベル 小 赤	B055J-SR	ジョインテックス	
32	インデックスラベル 中 赤	B056J-MR	ジョインテックス	
33	インデックスラベル 大 赤	B057J-LR	ジョインテックス	
34	タックインデックス<パソプリ>(小・青)	タ-PC20B	コクヨ	
35	タックインデックス<パソプリ>(中・青)	タ-PC21B	コクヨ	
36	タックインデックス<パソプリ>(小・赤)	タ-PC20R	コクヨ	
37	タックインデックス<パソプリ>(中・赤)	タ-PC21R	コクヨ	
38	スタンプ台(黒)	B503J-BK	スマートバリュー	
39	スタンプ台(赤)	B503J-R	スマートバリュー	
40	Xスタンパー補充インキ 黒	XLR-20Nクロ	シャチハタ	
41	Xスタンパー補充インキ 赤	XLR-20Nアカ	シャチハタ	
42	Xスタンパー補充インキ(0.3ml) 朱	XLR-11N	シャチハタ	
43	速乾 シャチハタ朱肉 50号	MQN-50	シャチハタ	
44	朱の油	OQN-28	シャチハタ	
45	ご印鑑ふき	B635J	スマートバリュー	
46	切手はがし	TW-220N	コクヨ	

番号	品目	品番	メーカー	税抜単価
47	リング型紙めくり<メクリン> S	メ-20TP	コクヨ	
48	リング型紙めくり<メクリン> M	メ-21TB	コクヨ	
49	リング型紙めくり<メクリン> L	メ-22TG	コクヨ	
50	紙めくりクリーム	メ-50N	コクヨ	
51	再生PET直定規 15cm	B331J	スマートバリュー	
52	再生PET直定規 30cm	B333J	スマートバリュー	
53	VERY楽ノック 0.5mm 黒	SN10005	三菱鉛筆	
54	VERY楽ノック 0.5mm 赤	SN10005	三菱鉛筆	
55	VERY楽ノック 0.7mm 黒	SN10007	三菱鉛筆	
56	VERY楽ノック 0.7mm 赤	SN10007	三菱鉛筆	
57	油性ボールペン替芯 0.5 黒	SA5CN(24)	三菱鉛筆	
58	油性ボールペン替芯 0.5 赤	SA5CN(15)	三菱鉛筆	
59	油性ボールペン替芯 0.7 黒	SA7CN(24)	三菱鉛筆	
60	油性ボールペン替芯 0.7 赤	SA7CN(15)	三菱鉛筆	
61	ニューハード ケア S <0.7> 黒	BNR2-BK	ゼブラ	
62	クリップ-オン マルチ (4色ボールペン+シャープペン)	B4SA1-BK	ゼブラ	
63	シャープペンシル	MN5-BK	ゼブラ	
64	シャープ替芯 (HB)	C285-HB	ぺんてる	
65	リサイクル鉛筆 (12本入)HB	LA-KEAHB	トンボ鉛筆	
66	リサイクル鉛筆 (12本入)2B	LA-KEA2B	トンボ鉛筆	
67	リサイクル鉛筆 (12本入)朱	CV-REAV	トンボ鉛筆	
68	MONO 消しゴム	PE-03A	トンボ鉛筆	
69	ユニホルダー 赤	MH500.15	三菱	
70	ユニホルダー替芯 (N) 赤	ULN.15	三菱	
71	修正テープ<本体> 幅4.2mm	CT-YX4	トンボ鉛筆	
72	修正テープ<詰替用> 4.2mm用	CT-YR4	トンボ鉛筆	
73	蛍光オプテックス 黄	WKCR1-Y	ゼブラ	
74	蛍光オプテックス ピンク	WKCR1-P	ゼブラ	
75	蛍光オプテックス 緑	WKCR1-G	ゼブラ	
76	蛍光オプテックス オレンジ	WKCR1-OR	ゼブラ	
77	蛍光オプテックス 青	WKCR1-BL	ゼブラ	
78	油性マーカー (マッキーケア極細) 黒	YYTS5-BK	ゼブラ	
79	油性マーカー (マッキーケア極細) 赤	YYTS5-R	ゼブラ	
80	油性マーカー (ハイマッキーケア) 黒	YYT5-BK	ゼブラ	
81	油性マーカー (ハイマッキーケア) 赤	YYT5-R	ゼブラ	
82	間伐材ノート<nori-no-oto>6号 (セミB5)	ノ-EK3A	コクヨ	
83	環境紙G80 A4最厚口 (500枚入)	ナ-RT42	Nagatoya	
84	ポスト・イト 見出し<ミニ>	715RP-K	3M	
85	ポイントメモ (ビジネスパック 25セット入り)	FB-4K	ニチバン	
86	ふせんK2レギュラー (20セット入り)	K2メ-7525	コクヨ	
87	ふせんK2ノート混色 (10セット入り)	K2メ-7575	コクヨ	
88	ポスト・イト (ノート・混色)	6571-K	3M	
89	プリンタを選ばない はかどりラベル 10面/20枚	KPC-E110-20	コクヨ	
90	プリンタを選ばない はかどりラベル 12面/20枚	KPC-E112-20	コクヨ	
91	カラーレーザー & カラーコピー用 紙ラベル A4 16面 20枚	LBP-F7162-20N	コクヨ	
92	OA賞状用紙 白上質・A3判縦書き	10-1080	ササガワ	
93	厚口OA賞状用紙	10-1287	ササガワ	

番号	品目	品番	メーカー	税抜単価
94	丸筒 (B4・A3)1本	M5-M36	銀鳥産業	
95	丸筒 (B3) 1本	M5-M45	銀鳥産業	
96	PROテープカートリッジ〈上質紙〉12mm	SP12K	キングジム	
97	PROテープカートリッジ〈白〉6mm	SS6K	キングジム	
98	PROテープカートリッジ〈白〉9mm	SS9K	キングジム	
99	PROテープカートリッジ〈白〉12mm	SS12K	キングジム	
100	PROテープカートリッジ〈白〉18mm	SS18K	キングジム	
101	PROテープカートリッジ〈透明〉18mm	ST18K	キングジム	
102	PROテープカートリッジ〈マグネットテープ〉18mm	SJ18S	キングジム	
103	オフィスクリーナー	OC-80WN	3M	
104	オフィスクリーナー (詰替用)	OC-80WRN	3M	
105	乾電池エボルタ単1形 (6本入)	LR20EJ/6SW	パナソニック	
106	乾電池エボルタ単2形 (6本入)	LR14NJ/6SW	パナソニック	
107	乾電池エボルタ単3形 (8本入)	LR6NJ/8SW	パナソニック	
108	乾電池エボルタ単4形 (8本入)	LR03NJ/8SW	パナソニック	
109	電卓	JF-120GT-N	カシオ	
110	マウスパッド	MPD-EC37BL	サンワサプライ	
111	キーボードマルチカバー	PKU-FREE2	エレコム	
112	CD-R 10枚 (白)	SR80PP10	Verbatim	
113	DVD-R 10枚 (白)	DHR47JPP10	Verbatim	
114	録画用DVD-R(10枚)	VHR12JPP10	Verbatim	
115	データ用ブルーレイディスク BD-R	BR25PPLWPB.10S	Maxell	
116	データ用ブルーレイディスク BD-RE	BE25PPLWPA.10S	Maxell	
117	ラミネートフィルム(A4) 100枚入	BH907	アスカ	
118	ラミネートフィルム(A3) 100枚入	BH909	アスカ	
119	チューブファイル 3cm	フ-RTK630NB	コクヨ	
120	チューブファイル 5cm	フ-RTK650NB	コクヨ	
121	チューブファイル 6cm	フ-RTK660NB	コクヨ	
122	チューブファイル 8cm	フ-RTK680NB	コクヨ	
123	チューブファイル 10cm	フ-RTK6100NB	コクヨ	
124	フラットファイル (間伐材使用) 青	フ-VK10B	コクヨ	
125	フラットファイル (間伐材使用) 緑	フ-VK10G	コクヨ	
126	フラットファイル (間伐材使用) ピンク	フ-VK10P	コクヨ	
127	フラットファイル (間伐材使用) 黄	フ-VK10Y	コクヨ	
128	フラットファイル (間伐材使用) グレー	フ-VK10M	コクヨ	
129	フラットファイルW (厚とじ) 青	フ-W10NB	コクヨ	
130	フラットファイルW (厚とじ) 緑	フ-W10NG	コクヨ	
131	フラットファイルW (厚とじ) ピンク	フ-W10NP	コクヨ	
132	フラットファイルW (厚とじ) 黄	フ-W10NY	コクヨ	
133	フラットファイル (間伐材使用) 緑	フ-VK15G	コクヨ	
134	ガバットファイル (間伐材使用) ブルー	FL-021SK	プラス	
135	ガバットファイル (間伐材使用) ピンク	FL-021SK	プラス	
136	ガバットファイル (間伐材使用) イエロー	FL-021SK	プラス	
137	リングファイル〈スリムスタイル〉青	フ-URF430B	コクヨ	
138	A4リフィル (2穴) 厚口	フ-AH218-2	コクヨ	
139	名刺用ホルダー	A-4103-8	リヒト	
140	リクエスト・名刺帳〈タテ型〉黒	G8801-24	リヒト	

番号	品目	品番	メーカー	税抜単価
141	リクエスト・名刺帳<タテ型>名刺追加ポケット	G49050	リヒト	
142	マルチカード名刺 10面/10枚入	51275	エーワン	
143	マルチカード 両面クリアエッジ	51481	エーワン	
144	ファイルボックス(A4・横)	A4-LFD-B	コクヨ	
145	ファイルボックス(A4・縦)	フ-E450B	コクヨ	
146	個別フォルダー エコノミータイプ<1山50枚>	D098J	スマートバリュー	
147	カラー仕切カード	シキ-60	コクヨ	
148	再生インデックス<タテ型> 5色10山11枚1組	D137J-10Y	スマートバリュー	
149	再生インデックス<タテ型> 6色12山13枚1組	D137J-12Y	スマートバリュー	
150	クリアホルダー	D400J	スマートバリュー	
151	用箋挟(ヨコ型)	8335	キングジム	
152	スタッキングトレイ 青	DT-40NB	コクヨ	
153	ブックエンド	BS-34NB	コクヨ	
154	つづりひも	ツ-E100	コクヨ	
155	輪ゴム(1箱)	B105J	スマートバリュー	
156	製本テープ(契印書割印用)	BKBB-3534	ニチバン	
157	製本テープ 35mm(黒)	BK-356	ニチバン	
158	クラフトテープ	CR-KF51	クラウン	
159	再生PET布テープ	150-50	ニチバン	
160	フィットライトテープ No.738<半透明>	N738T14	積水化学	
161	PP紐(玉巻き)	ホヒ-11NW	コクヨ	
162	トイレトーパー 96ロール	N105J-8P	スマートバリュー	
163	キッチンタオル 150シート 2ロール		日本製紙クレシア	
164	ゴミ袋 半透明 20L 120枚	4264-0837	カウネット	
165	ゴミ袋 半透明 45L 100枚	N045J-45	スマートバリュー	
166	ゴミ袋 半透明 90L 100枚	N045J-90	スマートバリュー	
167	シュレッダーゴミ袋 100枚 100L	BM-100	スズキカコウ	
168	トイレコーナー用脱臭ポリ袋<黒>	N141J-15	スマートバリュー	
169	シャボネット石鹼液ユ・ム(2.7L)		サラヤ	
170	キレイキレイ薬用液体 250ml		ライオン	
171	キレイキレイ薬用液体 2L		ライオン	
172	アルピュア75 詰替え5L	HW-405	ダイト	
173	アルピュア75 容器噴霧器	AP-800	ダイト	
174	キッチンハイター 1.5L		花王	
175	パイプユニッシュ 800g		ジョンソン	
176	ニトリル手袋 #2060 Lサイズ	2060W-L	川西工業	

納品先	郵便番号	住所	電話番号 (庶務担当)
四国運輸局本局	760-0019	香川県高松市サンポート3-33	087-802-6717
徳島運輸支局(本庁舎)	770-0941	徳島県徳島市万代町3丁目5-2	088-622-7622
徳島運輸支局(応神町庁舎)	771-1156	徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
香川運輸支局	761-8023	香川県高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357
愛媛運輸支局	791-1113	愛媛県松山市森松町1070	089-956-9957
今治海事事務所	794-0013	愛媛県今治市片原町1丁目3番地2	0898-33-9001
宇和島海事事務所	798-0003	愛媛県宇和島市住吉町3丁目1-3	0895-22-0260
高知運輸支局(本庁舎)	781-8010	高知県高知市棧橋通5丁目4-55	088-832-1175
高知運輸支局(大津庁舎)	781-5103	高知県高知市大津乙1879-1	088-866-7311